(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
新ひだか町・中富良野町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）、東神楽町、上川町、遠別町
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道利尻郡利尻富士町・上川郡東神楽町（以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。）、東神楽町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道利尻郡利尻富士町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　風害の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道日高郡新ひだか町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十三年二月二十二日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大分県中津市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十三年二月二十二日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大分県由布市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二十二号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十三年二月二十二日
経済産業大臣　海江田万里

登録番号	氏名	登録番号	氏名
105013	岡部　俊明	105580	山田　正明
105673	角屋　賢一	107677	荻田　清文
207280	佐藤　健	207564	柴原　良昭
207663	家永　紀彦	208865	長谷川正之
208950	原田　晋吾	301021	中野　孝
301107	村上　強	402752	福田　裕子
408474	平澤　昌久	408475	横田　純一
408476	西脇　大祐	408477	渡邉　裕也
408478	吉住　和剛	408479	荻原　文子

○経済産業省
○国土交通省告示第十七号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十二年十月二十六日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。
平成二十三年二月二十一日

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV−915	精光重機　ECO−SW1565−3	KDN−4TN V98	有限会社精光重機	埼玉県三郷市上口837−2

経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍

○経済産業省
○国土交通省告示第十八号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十二年十月二十九日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。
平成二十三年二月二十二日

経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍

408480	上田　高也	408481	髙木　容子
408482	矢本　成恒	408483	川口　卓哉
408484	竹内　憤	408485	北脇　暁彦

○経済産業省告示第二十三号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十三年二月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十三年二月二十二日
経済産業大臣　海江田万里

登録番号	（変更後）
401439	五十嵐暁美
403525	齋藤　学

登録番号	（変更前）
401439	溝口　暁美
403525	齋藤　学

○経済産業省告示第二十四号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十三年二月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十三年二月二十二日
経済産業大臣　海江田万里

登録番号	氏名
403336	田口　庸友